

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表 (案)

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十九 (略)</p> <p><u>第四節の三十一 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備(第四十九条の三十二)</u></p> <p>第五節〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十九 (略)</p> <p><u>第四節の三十一 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</u></p> <p><u>(二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備)</u></p> <p><u>第四十九条の三十二 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。</u></p> <p>一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>三 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径一〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十九 (略)</p> <p>第五節〜第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の二十九 (略)</p>

特性を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五節（第八節）（略）

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する
固定局の無線設備

第五十八条の二の三（第五十八条の二の十）（略）

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は回報通信方式であること。
- 二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。

三 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径三〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の十一（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第62（略）

第63 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、

第五節（第八節）（略）

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する
固定局の無線設備

第五十八条の二の三（第五十八条の二の十）（略）

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は回報通信方式であること。
- 二 変調方式は、振幅変調方式、周波数変調方式、四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式であること。

三 変調方式が四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式である場合の変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒五〇メガビット以下であること。

四 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径三〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

第五十八条の二の十一（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第62（略）

総務大臣が別に告示で定める値とする。

別表第三号（第7条関係）

1～53（略）

54 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

55 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から54までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第四号～別表第六号（略）

別表第三号（第7条関係）

1～53（略）

54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から53までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第四号～別表第六号（略）